

○東総広域水道企業団職員定数条例

〔昭和48年4月1日〕
条 例 第 4 号

改正 昭和54年3月26日条例第1号 昭和56年4月1日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、東総広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この条例で職員とは、企業長、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員（雇傭人及び属託を含み、3か月以内の期間を定めて雇傭される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業長の事務部局の職員 28人
 - (2) 議会の事務部局の職員 前号の職員のうちから兼務させるものとする。
 - (3) 監査委員の事務部局の職員 第1号の職員のうちから兼務させるものとする。
- 計 28人

(定数外職員)

第4条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

- (1) 3か月未満の期間を定めて雇傭される職員
- (2) 休職を命ぜられた職員
- (3) 結核性疾患により療養休暇を与えられ、かつ、引き続き1年以上欠勤する職員

2 前項第2号及び第3号の職員が所属の事務部局に復帰した場合において、職員の員数が前条の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は6月を超えない期間に限り定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。